

身近に生かせる図書館づくりに向けて

—津市図書館運営に関する基本方針—

平成19年

津市図書館

身近に生かせる図書館づくりに向けて

図書館は、人類が現代まで伝えてきた記録や知識、著述などを資料として収集・整理・保存し、あらゆる利用者の知的要求、調査研究あるいは実用に応じ、提供することを使命としています。また、現代においては、電子媒体による情報提供も含め、地域の生涯学習に役立つ情報拠点としての機能を果たすことも求められています。

このような図書館の基本的使命に基づき、「図書館法」や「図書館の自由宣言」などの理念を踏まえながら、これからの津市にふさわしい図書館像を本方針で明らかにします。

平成19年 4月 1日

津 市 図 書 館

目 次

第1 新しい津市図書館の基本方針	1
1 新しい津市図書館の誕生	1
2 図書館の基本方針	1
第2 図書館サービス方針	2
第3 図書館運営方針ーより良い図書館サービスを実現するためにー	2
<方針の解説>	
1 図書館サービス方針	3
(1) 誰にとっても使いやすい図書館サービスの提供	3
(2) 図書館資料の充実	3
(3) 情報・資料提供サービスの充実・強化	4
(4) 文化活動の充実	5
2 図書館運営方針ーより良い図書館サービスを実現するためにー	5
(1) 津市図書館としての一体的運営の強化	5
(2) 図書館資料購入費の充実	5
(3) 施設・設備の充実	5
(4) 学校図書館への支援・協力	6
(5) 図書館ネットワークへの参加・協力	6
(6) 他の図書館、公民館、博物館等、関係機関等との連絡及び協力	6
(7) 図書館刊行物、ホームページの充実等、広報活動の強化	6
(8) 読書振興を担うボランティアの参加等、人づくりの推進	6
(9) 図書館サービスを担う職員の育成と配置	7
参考資料	8

第1 新しい津市図書館の基本方針

1 新しい津市図書館の誕生

津市は、平成18年1月の合併に伴い、旧津市、久居市、安芸郡、一志郡の大半を市域とする市となり、市域の面積は約710平方キロ、人口は約29万2千人となりました。これら全ての市町村には、合併前から図書館（室）があり、それらを母体として蔵書総数約95万冊を有する9館2室からなる新しい津市図書館が誕生しました。この図書館は、今後、津市民の自立的学習を支える身近な地域の情報センターとして、市民に親しまれ、生活や職業上のさまざまな面で活用されることが期待されております。

2 図書館の基本方針

津市図書館は、従来の図書館サービスの充実を図りつつ、現代の社会情勢の変化に伴う高度情報化、少子高齢化、国際化、地方分権化などに対するさまざまな社会的要請を踏まえ、次の事項を実現することを基本方針とします。

- (1) 市民の生活や豊かな暮らし、さらには職業に関連して必要な情報・資料や学習の場を提供し、読書活動や課題解決を支援します。
- (2) 市の行政や議会における政策策定等を支援するための情報・資料を提供します。
- (3) 市内の学校における教育を支援するために必要な情報・資料を提供するとともに、学校図書館の運営に対し必要な支援・協力を行います。
- (4) 以上の各事項をより円滑に実現するために、県立図書館や大学図書館等、他の地域・館種の図書館や関係機関等との連携・協力を一層進めていきます。

第2 図書館サービス方針

基本方針の趣旨を踏まえ、次の方針に従って図書館サービスを行っていきます。

- 1 誰にとっても使いやすい図書館サービスの提供
 - (1) 開館日・開館時間の充実
 - (2) 幼児・児童から高齢者まで、各年齢層に応じたサービス
 - (3) 障がい者や外国人、来館困難者に配慮したサービス
- 2 図書館資料の充実
 - (1) 図書・雑誌等の紙媒体による資料
 - (2) データベース、電子ブック等の電子媒体による情報・資料
 - (3) CD、ビデオテープ等の視聴覚資料
- 3 情報・資料提供サービスの充実・強化
 - (1) 貸出・閲覧・予約・リクエストサービス
 - (2) レファレンス・読書相談サービス
 - (3) 電子情報サービス
 - (4) 文献相互貸借・文献複写サービス
- 4 文化活動の充実
 - (1) 講座、講演会、映画等鑑賞会、資料展示会等の主催
 - (2) 読書会・研究会等、利用者団体によるイベント開催の支援

第3 図書館運営方針—より良い図書館サービスを実現するために—

基本方針並びにサービス方針の趣旨を踏まえ、より良い図書館サービスを実現するため、次の方針に従って図書館運営を行っていきます。

- 1 津市図書館としての一体的運営の強化
 - (1) 図書館運営の総合的な計画策定
 - (2) 開館日・開館時間等、利用条件の総合調整
 - (3) 図書館情報システム（目録・貸出等）の統一的運用
 - (4) 図書館資料の収集・保存・廃棄等の基準の統一
- 2 図書館資料購入費の充実
- 3 施設・設備の充実
- 4 図書館ネットワークへの参加・協力
- 5 学校図書館への支援・協力
- 6 他の図書館、公民館、美術館、博物館等、関係機関との連絡及び協力
- 7 津市図書館刊行物、ホームページの充実等、広報活動の強化
- 8 読書振興を担うボランティアの参加等、人づくりの推進
- 9 図書館サービスを担う職員の育成と配置

〈方針の解説〉

1 図書館サービス方針

(1) 誰にとっても使いやすい図書館サービスの提供

① 開館日・開館時間の充実

市民のニーズや利便性を考慮しながら、開館日数の増加や開館時間の延長等に努めていきます。

② 幼児・児童から高齢者まで、各年齢層に応じたサービス

さまざまな年齢層の情報要求に対応するために、幼児・児童、ヤングアダルト、成人、高齢者等、それぞれの特性に適した資料の収集や配架の工夫を行うとともに、講座・講演会、展示等の文化活動も展開していきます。

③ 障がい者や来館困難者、外国人へのサービス

図書館利用に障がいのある利用者に配慮した資料の収集や環境・設備の充実を図るとともに、図書館に来館困難な利用者のための郵送貸出サービス等の推進に努めていきます。また、外国人利用者向けの海外資料の収集や利用案内の作成も行っていきます。

(2) 図書館資料の充実

① 図書・雑誌等の紙媒体による資料

図書館の扱う中核的な資料として、一般書・児童書等の図書、雑誌・新聞・年鑑等の逐次刊行物、パンフレット・リーフレット等の小冊子、地図、政府刊行物、行政資料、地域資料等、紙媒体による資料を幅広く収集し、市民の利用要求に応じていきます。

② データベース、電子ブック等の電子媒体による情報・資料

情報の電子化に伴い、CD-ROMやDVDなどの電子媒体の収集や、各種のデータベースの充実を図るとともに、今後予想されるインターネット上での電子ブックの収集など、電子媒体による情報・資料の充実に努めていきます。

③ CD、ビデオテープ等の視聴覚資料

CD、DVD、ビデオテープ等の視聴覚資料の充実を図るとともに、著作権に配慮しながら利用者に提供できるようサービスの向上に努めていきます。また、今後新しく開発されるメディアについては、利用・保存の利便性を勘案しながら収集に努めていきます。

(3) 情報・資料提供サービスの充実・強化

① 貸出・閲覧・予約・リクエストサービス

利用者の求める資料を迅速に提供できるようにするため、所蔵箇所が分かりやすい館内表示や書架案内、書架の配置や資料の配架を工夫していきます。窓口サービスに当たっては、個人情報の保護に十分留意して、よりよい接遇を目指していきます。また、「館内OPAC」「ウェブOPAC」等、資料の目録・所在情報検索手段を充実し、利用者が求める資料に容易にたどり着けるよう、情報環境の整備にも努めていきます。また、利用者の読書要求に迅速・円滑に応えられるようにするため、貸出中の資料の返却後における優先利用を確保するための「予約サービス」、希望する資料を購入する「リクエストサービス」を実施していきます。

② レファレンス・読書相談サービス

利用者からのさまざまな質問や調査研究に対して、司書が図書館資料による支援を行う「レファレンスサービス」、利用者が窓口カウンターで気軽に資料や読書に関する質問ができる「読書相談サービス」を充実していきます。

また、利用者の利便を図るための資料作成や専門目録作成にも努めていきます。さらに、インターネット情報や電子化情報を活用したサービスを行いつつ、「ビジネス支援」や「就職支援」をも加えたサービスの展開を目指していきます。

③ 電子情報サービス

情報・資料の電子化に伴う、多様な電子媒体を利用者が円滑に駆使できるよう、インターネット上の電子資源の充実や、利用端末の充実など、利用環境を整備するとともに、それらを活用したデータベースの情報検索等、その利用方法等に関する指導や助言を行っていきます。

④ 文献相互貸借・文献複写サービス

利用者の多様な読書要求に応えるため、未所蔵の資料でリクエストサービスの対象外となる資料については、各図書館の「ウェブOPAC」や「三重県図書館ネットワークシステム(MILAI)」などを利用して、求める資料の所蔵館を探して借り受け、提供するサービスを実施していきます。

また、館内に設置した、複写機ならびにマイクロフィルムリーダープリンタを利用して、禁帯出資料(参考図書、郷土資料、行政資料など)や複写可能な貴重資料、一時的に必要な資料などについて、著作権法の許容する範囲内で文献複写サービスを提供していきます。さらに、古文書、貴重資料などの複製物についても提供できるよう努めていきます。

(4) 文化活動の充実

資料の利用・提供サービスのみならず、利用者のさまざまな要求に沿った多様な形態による情報提供を行うため、講座、講演会、映画等鑑賞会、資料展示会等の主催や、読書会・研究会等、利用者団体によるイベント開催の支援などの文化活動を、図書館利用活動の側面から企画・実施していきます。

2 図書館運営方針—よりいい図書館サービスを実現するために—

(1) 津市図書館としての一体的運営の強化

① 図書館運営の総合的な計画策定

津市図書館全館における情報・資料の計画的な収集・保存や特色あるコレクションの構築、それらの迅速・円滑な利用体制の整備などのサービスに関する計画や、学校図書館への支援・協力をはじめとする対外的な支援・協力事業に関する計画など、全館運営の総合的な計画を策定していく体制を整備していきます。

② 開館日・開館時間等、利用条件の総合調整

利用者の利便性を考慮して、すべての図書館の開館日・開館時間等の利用条件が最適になるよう総合的な調整を図っていきます。

③ 図書館情報システム（目録・貸出等）の統一的運用

各館における資料整理業務形態の異同による非効率な運営の改善を図るとともに、特に、利用者の各館共通の利便性を高めるために、現行「図書館情報システム」の統合を速やかに図っていきます。また、過剰な重複所蔵の排除や合理的な分担保存を実施し、図書館の効率的運営を促進していきます。

④ 図書館資料の収集・保存・廃棄等の基準の統一

図書館資料の収集に当たっては、市民各層の顕在要求や潜在的要求を踏まえるとともに、情報・資料の生産動向をも考慮し、各館共通の基準に基づいて収集、保存、除籍が可能となるよう、基準の統一を図っていきます。

(2) 図書館資料購入費の充実

市民の多様な読書要求や調査・研究に対する要求に応じて、図書館が情報センターとしての役割を發揮できるよう、必要とされる情報・資料の収集が可能となる資料購入費を充実していきます。

(3) 施設・設備の充実

利用者の年齢層や身体的障がいの有無などに配慮し、安全で快適な利用環境を確保するとともに、特に電子情報サービスなど最新のサービスを円滑に利用するために必要な施設・設備の充実を図っていきます。

(4) 学校図書館への支援・協力

子どもの読書活動や学習活動を担う学校図書館に対して、人的な支援として「図書館運営にかかる研修」への図書館司書の派遣を、また、図書館資料面での支援として「学習等に役立つ資料の充実」、図書館活動面での支援として「総合学習や調べ学習での学校との連携」や「学校への団体貸出の推進」などを実施するとともに、子どもたちが図書館や読書に対する興味を深められるよう職場体験や見学の受け入れを行っていきます。このように、学校図書館支援に積極的に取り組んでいくことで、学校との協働関係を深めながら、子どもの読書環境の維持発展に寄与するとともに、子どもたちに、読書の喜びを知ることやその手段としての図書館の重要性についての理解を深めていきます。

(5) 図書館ネットワークへの参加・協力

利用者の多様な要求に常に迅速・円滑に応えるために、「三重県図書館ネットワーク」に参加・協力するとともに、さらにより広域の東海地区や東海・北陸地区の図書館ネットワークへも参加・協力を行っていきます。

(6) 他の図書館、公民館、博物館等、関係機関等との連絡及び協力

利用者の多様な要求に応えるため、国立国会図書館や他県の図書館、大学図書館や専門図書館、さらには公民館、博物館、美術館、資料館等、関係機関との連絡や協力を行っていきます。

(7) 図書館刊行物、ホームページの充実等、広報活動の強化

図書館報、市広報誌、各館で作成する印刷物やインターネット上に開設するホームページなど、さまざまな機会や手段を活用して効果的な広報活動に努めていきます。

(8) 読書振興を担うボランティアの参加等、人づくりの推進

図書館では、本と子どもをつなぐ大切な「おはなし会」等の行事を、地域のボランティアグループとの協働により開催して、読書振興に努めていきます。また、本の読み聞かせやストーリーテリングなどの技術を習得するための講座を開催するとともに、

活動の場の提供や研修のための施設の提供を行っていき、図書館や地域でおはなし会が開催できるボランティアの養成に努めていきます。

また、その他の図書館関連ボランティア活動についても、養成や受け入れ環境の整備に努め、読書活動の援助や読書振興を担う人づくりに努めていきます。

(9) 図書館サービスを担う職員の育成と配置

図書館サービスの理念を実現するため、それを担う専門的職員の適正な配置と人材の育成に努めます。とりわけ人的サービスの中心となる「図書館司書」の研鑽に心がけ、各種専門研修会、専門講習会への積極的な参加を促すとともに、自館での研修体制の強化により、多様化する時代の要請や専門的知識の習得はもとより、自治体住民に奉仕する職員としてのバランス感覚を磨くことにも努めていきます。

参 考 資 料

図書館法（抄）（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

最終改正年月日：平成一八年六月二日法律第五〇号

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

子どもの読書活動の推進に関する法律(抄) (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

文字・活字文化振興法(抄) (平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抄) 文部科学省告示第132号

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。

また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進する

ための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を

自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

身近に生かせる図書館づくりに向けて
～津市図書館運営に関する基本方針～

津市津図書館 津市津図書館
津市久居ふるさと文学館
津市河芸図書館
津市芸濃図書館
津市美里図書館
津市安濃図書館
津市きらめき図書館
津市一志図書館
津市うぐいす図書館